

平成24年度農業振興に関する 要請に対する回答書

<要請項目>

I. 農政全般

1. 農産物安全検査センターの検査機器の更新への支援措置について・・・1

II. 施設園芸対策

1. 重油に代わる新エネルギーの利用促進について・・・・・・・・・・3
2. レンタルハウス事業の補助限度額の引き上げ及び予算の確保について
・・・・・・・・・・5
3. 園芸用ハウスの補修を支援する県単独事業の創設について・・・・・・・・7
4. 登録農薬の拡大の加速化について・・・・・・・・・・9
5. 野菜価格安定制度の見直し要望について・・・・・・・・・・11

I. 農業全般対策

1. 農産物安全検査センター検査機器更新への支援措置について

本県 J A グループが運営し、年間 2,000 件の残留農薬自主検査を行っている（社）高知県農業開発機構の農産物安全検査センターは、平成 16 年度に稼動し、平成 23 年度で検査機器の耐用年数の 8 年が満了します。近年、検査機器の故障の頻度が高まっていることもあり、平成 24 年度には機器を更新する計画です。

J A グループの自主検査は、農家の農薬適正使用等への意識の向上や、県産農産物全体の安全性と消費者の安心感の確保に貢献していると考えます。

更に性能が高い検査機器を導入し、検査センターの機能を充実して自主検査を継続するため、検査機器の更新を支援する県単独事業を措置していただくよう要請します。

（回答）

- 1 本県における農産物の残留農薬検査は、J A グループの農産物安全検査センターにおいて系統販売の野菜を中心に 2000 検体、県で直販所や県内市場の農産物を中心に 260 検体、高知市保健所で 30 検体の分析がそれぞれ行われています。

2 こうした検査体制のなかで、農産物安全検査センターは安全安心な本県産農産物を生産出荷していくうえで、中核的な機関としての役割を担ってまいりました。

また、JAグループの出荷前の自主的な残留農薬分析は、農薬の適正使用に対する農家の意識を確実に高めており、本県産農産物の安全・安心を確保するためには、重要な施設となっています。

3 今後も、消費者に対し本県産農産物が安全・安心であることを発信していくためにも、農産物安全検査センターの安定的で継続的な運営と検査体制の充実を図ることが必要と考えており、検査機器の機能強化にむけた支援を検討してまいります。

4. その際には、JAグループと県で造成した「高知県農協農業振興基金」を活用することについても、一緒に考えていただきたいと考えています。

Ⅱ．施設園芸対策

1．重油に代わる新エネルギーの利用促進について

施設園芸の重油に代わる新エネルギー加温機として、安価で高品質な木質ペレットの安定供給体制の確立、燃焼灰の再生利用等についての研究・検討の加速化等、木質ペレット暖房機の普及拡大に向けた取組を強化するよう要請します。

また、太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの農業用施設への活用についても、実用化に向けた研究を加速化するよう要請します。

(回答)

- 1 木質ペレット暖房機の普及拡大については、暖房機や木質ペレットの経費を抑えるなど、利用者の負担軽減を図っていくことが大きな課題となっています。今後は、さらに農業分野と林業分野が連携しながら、国の事業導入などにより製造から流通、利用に至るまでの対策を積極的に進めて参ります。
- 2 また、木質ペレットの燃焼灰の再生利用については、灰の成分分析を行うとともに、肥料や堆肥化に向けての調査を行い、安全性に配慮した再生利用指針を策定し、有効活用して参ります。
- 3 太陽光発電や小水力発電などについては、現状では発電量

が少ないため、多量の電力を必要とするビニールハウス加温等への利用は困難であると思われます。

- 4 しかしながら、農業技術センターでは、今年から、重油に代わるエネルギー源として電気エネルギーによるヒートポンプの有効活用やハウス内の環境制御技術の開発など新しい施設園芸システムの開発を進めております。

こうした研究開発の過程の中で、新エネルギーの農業用施設への有効活用についても、情報収集を行ってまいりたいと考えています。

- 5 本県の基幹産業である施設園芸の維持発展のためには、エネルギーの有効活用は大きな課題と認識しております。今後、木質バイオマスなど重油代替エネルギーの活用や新しい園芸システムの開発に積極的に取り組んでまいります。

Ⅱ．施設園芸対策

2．レンタルハウス整備事業の補助限度額の引き上げ及び予算確保について

ハウス資材の高騰に対応するため、レンタルハウスの補助対象限度額の引き上げを要請します。

また、限度額の引き上げに対応し、今後も継続的に産地の維持発展を目的としたハウスの面積を確保するため、平成24年度以降もレンタルハウス予算を確保するよう要請します。

(答)

1 ハウスの資材価格は上昇傾向にあることは承知しています。

レンタルハウス整備事業においては、県下全体で見ると入札後の価格は、現行の補助対象限度額以内に納まっていますが、今後とも、ハウス資材の価格動向やレンタルハウス整備事業での実績(額)を注視していきます。

2 事業主体では、複数のハウスをまとめて入札するなどスケールメリットの出る方法や、付帯設備の適切な導入など、コスト削減が可能な対策を講じて戴きたいと考えています。

また、平成24年度以降についても園芸産地の維持・発展に向け、可能な限り予算を確保してまいります。同時に産地でも遊休ハウスを有効利用する取り組みも積極的に進めて戴

きたいと考えています。

Ⅱ．施設園芸対策

3．園芸用ハウスの補修を支援する県単独事業の創設について

本県農業の基幹部門である施設園芸を維持・拡大するためには、ハウス面積の維持・拡大が不可欠であり、ハウスの新設と合わせて、既存のハウスをできるだけ長く活用することが必要です。

県内では、幡多地域の市町で、ハウスの補修経費を支援する事業を実施し、農家の営農意欲を喚起し、ハウスの遊休化を防いで、地域の農業生産力の維持につなげている事例があります。

については、農家が行うハウスの補修を市町村が支援する場合に、当該市町村を支援する県単独事業を創設するよう要請します。

(答)

- 1 耐用年数を過ぎたハウスが増加し、補修等が必要なことは理解しています。
- 2 近年は農家がハウスを新設する場合、レンタルハウス整備事業を利用する割合が増加傾向にあることから、まずは、これまでのようにハウス整備を優先させて戴きたいと考えています。

Ⅱ．施設園芸対策

4．登録農薬の拡大の加速化について

「ミョウガ」、「シシトウ」、「インゲン」等については、登録農薬が少なく、農家は栽培管理に苦慮しています。

県では、他県とも協力し、農薬の登録拡大に努めていただいておりますが、生産量の維持・拡大のために、これら品目の登録農薬の拡大についての取組を強化し、登録の拡大を加速していただくよう要請します。

(回答)

1 県では、登録農薬数が少なく安定生産が困難なマイナー作物に対して、年間10農薬程度について農薬の登録適用拡大に必要なデータ作成に取り組んでいます。

特に本県の基幹作物であるミョウガ、シシトウについては優先的に取り組んでいます。近年、データ作成を行った農薬は残留農薬基準値の設定が必要であるため、農薬メーカーの登録申請後、登録までに最低でも2年以上の時間を要します。

2 またインゲンにつきましても、農薬登録の制度上、高知県単独でのデータ作成ができないため、農薬メーカーに対し農薬登録適用拡大の要請を行っており、現在9農薬が適用拡大に向けての試験が始まっています。

3 県はこれまでもマイナー作物の農薬登録適用拡大に係る予算、人員の確保に努めてきましたが、今後も、マイナー作物の安定生産を図るため、他県、農薬メーカーとの連携し、農薬登録の適用拡大を積極的に行ってまいります。

Ⅱ．施設園芸施策

5．野菜価格安定制度の見直し要望について

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の「保証基準額」の算定方法について、本県の品目は、他県に比較し高い価格水準にあるものが多く、保証基準額は全国の産地の平均価格から算定されていることから、本県の実態価格からみると低い保証基準額になっています。

「(実態より低い) 保証基準額－(実態の) 平均販売価額」で補給金が計算されることになり、本県にとっては価格差補給金の発動がされにくく、また発動された場合の補給金額が実態より少ないことになっています。

つきましては、「平均販売価額」は、「保証基準額」と同じ全国産地の平均価格から算定する方法に見直しするよう国への働きかけをしていただくことを要請します。

(回答)

1 本県のシシトウ、ニラ、ショウガなどの特定野菜は、ご指摘にありますように、高品質・高付加価値が市場で評価され、全国の平均価格より高単価で販売されております。

その結果として、価格差補給金が、本県には交付されにくい状況にあります。

2 こうした現状を踏まえ、野菜価格安定制度の中国四国ブロ

ック連絡協議会等の実務レベルの場合では、国等に対して、(社)高知県青果物価格安定基金協会や、園芸連と連携しながら、問題提起を行ってきたところです。

- 3 しかし、国からは特定野菜の登録出荷団体ごとの各市場群の数値の把握が困難であるとの回答を頂いており、ご要望にありました特定野菜の平均販売価額の算定方法見直しは難しいと考えており、ご理解をお願いします。